

別表第1

(1) [略]

(2) 農道又は林道の新設又は改築の事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		
	水環境	土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	
	水質	地形及び地質								
	土砂による水の濁り	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	
影響要因の区分										
工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	○	○						○	
	工事用機械の稼働等			○						○
土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び農道又は林道の存在		○	○	○	○	○	○		
	自動車の走行									
備考										
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受ける恐れがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する農道又は林道の開設又は改良の事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 農道又は林道の構造が、地表式、堀割式又は嵩高式であること。</p> <p>(2) 農道又は林道の構造の種類に応じた工事用機械を用いて工事を行うこと。</p>										

(3) 工事の完了後、当該事業の目的である農道又は林道の構造物が存在し、かつ、当該農道又は林道上を自動車が行くこと。

3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

(3)~(10) [略]

(11) 火力発電所(地熱以外)の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	
	大気環境	水環境	土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動	廃棄物等	温室効果ガス等

- ウ 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水すること。
 - エ 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層に、放水方式として表層又は水中によるものがあること。
 - オ 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備(2以上の組合せを含む。)の運転があること。
 - カ 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出があること。
 - キ 発電設備から産業廃棄物が発生すること。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 - 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 - 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 - 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

12) 火力発電所(地熱)の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		
	大気環境			水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等
	大気質			水質		その他	地形及び地質	地盤						
	硫化水素	窒素酸化物	粉じん等	水の濁り	水の汚れ	温泉	重要な地形及び地質	地盤変動	重要な種及び注目	重要な種及び重要	地域を特徴づける	主要な眺望点及び	主要な人と自然と	産業廃棄物

影響要因の区分							質		すべ き生 息地	な群 落	生態 系	景観 資源 並び に主 要な 眺望 景観	の触 れ合 いの 活動 の場		産物
工事 の実 施	工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入		○	○									○		
	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響				○				○	○	○			○	○
土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在						○		○	○	○	○	○		
	施 設 の 稼 働						○	○							
	地 熱 流 体 の 採 取 及 び 熱 水 の 還 元														
	排 ガ ス	○													
	排 水				○										
	廃 棄 物 の 発 生													○	

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - (1) 工事の実施に関する内容
 - ア 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木又は廃材の搬出を行うこと。
 - イ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、抗井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行うこと。
 - (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - ア 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された地熱発電所を有すること。
 - イ 地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元すること。
 - ウ 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出すること。

- エ 排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出すること。
- オ 発電設備から産業廃棄物が発生すること。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん並びに自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

(13) 風力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		[略]
	大気環境		[略]
	大気質	騒音及び 超低 周波音	
影響要因の区分	[略]	騒音及び 超低 周波音	[略]
工事の 実施	工事用資材等の搬入	[略]	
	建設機械の稼働		
	造成等の施工による一時的な影響		
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	[略]	
	施設の稼働		
備考			
1～9 [略]			

(14)～(17) [略]

18) 宅地の造成事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素				
	大気環境				水環境		土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等		
	大気質			騒音	振動	水質	地形及び地質									
	窒素酸化物	硫酸化物	浮遊粒子状物質	じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素
工事の 実施	建設機械の稼働			○	○	○										○
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			○	○	○										

	雨水の排水								○										
	造成工事																	○	
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の改変)									○	○	○	○	○	○				
	構造物の存在																		
	工場等の稼働	○	○	○					○										○

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する宅地の造成の事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
 - (2) 雨水等の排水を行うこと。
 - (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - (4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設、商業・業務施設等並びに工場等の立地の用に供されること。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

(19)～(25) [略]

(26) 最終処分場の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨と	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨とし	環境への負荷の量の程度に
---------	--	--------------------------	----------------------	--------------

													して調査、予測及び評価されるべき環境要素	て調査、予測及び評価されるべき環境要素	より予測及び評価されるべき環境要素			
大気環境						水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	
大気質			騒音	振動	悪臭	水質			地下水	地形及び地質								
窒素酸化物	硫黄酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の濁り	水の汚れ	有害物質等	地下水の流れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	メタン	二酸化炭素

影響要因の区分

と。

エ 水面埋立てにおいては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して、又は船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行うこと。

- 3 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。
- 4 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 5 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。
- 6 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 7 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 8 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 9 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 10 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。